

行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

第3回 行政書士業務と遺言執行者の留意点

我々行政書士業務の中で遺言書の作成をサポートする事が多々あります。

またその際に行政書士が遺言執行者に選任される事もございます。

1、では実際に行政書士が遺言執行者として遺言執行する場合に、戸籍等の収集に行政書士の職務上請求書を使用したり、行政書士の領収書を使用する事が出来るのか？

まず民法1009条に記載の通り、未成年者と破産者以外は遺言執行者になることができる以上、行政書士も遺言執行者になることは出来ます。

但し、あくまでも遺言執行者の権限で請求する戸籍収集、又は報酬を受領する場合、行政書士の職務上請求書や行政書士の領収書は使用する事は出来ません。

このことは、あくまでも遺言執行者の権限で戸籍の収集をしたり、報酬を受領する事になるため（行政書士業務として戸籍を収集したり、報酬を受領するわけではないため）です。

2、では行政書士法人は遺言執行者になることが出来るのか？

この点について行政書士法人でも遺言執行者になることが可能です。

ただ法人ですので定款の目的に業務内容として記載がないと、その法人はそのような業務を行う事が出来ません。

これは行政書士法人だからではなく、株式会社も含めて法人は全てそうです。

例えば不動産会社が飲食店を経営するとなれば定款の目的に飲食店の経営を追加しなければなりません。

このような意味合いで、行政書士法人の定款に記載がないと遺言執行者にはなれません。

以上の点についてご留意戴けると幸いです。

職務上請求書は
使っちゃダメにや。
法人の場合は、目的に
入れるにや。

